

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
6 年 第 8 号	6. 5. 13	<p>双葉団地隣接太陽光発電設備敷地等による水害等対策に関する陳情</p> <p>2023年6月3日、双葉地区（以下、「団地」）は多くの家屋が床上、床下浸水の被害を受けたが、このような大規模な水害は初めてのことである。この地域はかつては下萱場とも呼ばれた萱場で、地盤の高さは周囲に比べて低くまた軟弱地盤なため1m程の地盤沈下もあり、毎年水被害に悩まされてきた。そんな折、2020年4月28日に県の許可を得て勘兵衛堀（以下、「堀」）の団地向かい休耕田で5,000㎡以上の太陽光発電設備敷地（以下、「敷地」）用の埋立てが、A社（以下、「事業者」）により始まった。「堀」向かいはかつて水田であり、そこには「堀」からの分流があり「団地」を迂回して下（しも）へ流れていた。今回の埋立てにおいてこの水路は土石搬入の道路として埋められてしまった。また、「敷地」内には排水溝等の雨水排水対策を行うことが造成時許可条件の一つであったが造られていない。このため「敷地」内雨水は、より近くの低地に集まる一方であり、このことが低地の「堀」側壁を超えて団地内に雨水が流入し、被害を拡大した一つの要因と考えられ、下記事項の陳情をするものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「堀」上流の高さ10m程の巨大盛土は、「堀」を埋めつつあり早期に取り除くこと。 2 「事業者」は許可取消し後も盛土を大量に搬入しており、土壌の有害物質による汚染調査を、「事業者」を除く第三者専門機関により行うこと。 3 双葉、下萱場、上萱場等一帯を「宅地造成及び特定盛土規制法」（令和5年5月26日施行）の特定盛土規制区域に早期に指定し、同法に基づく包括的な規制を行うこと。 	個人	防災環境 産業